

(別表)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	第8欄	第9欄	第10欄
項番	開示請求日	開示請求内容	開示する個人情報(開示文書)	開示決定日	開示決定の種類	開示しない部分	開示しない理由(決定の根拠及び具体的理由)	審査請求日	審査請求の理由
1	令和4年8月26日	相談なら、県政の窓に係り、文化資源活用課が図書情報館とやりとりした文書一切(文化資源活用課保有文書に限る。特定年月日以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日締 対応状況報告書提出のお願い】Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日 対応状況報告書提出のお願い】Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日 対応状況報告書提出のお願い】Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日 対応状況報告書提出のお願い】Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事受信メール「Re:【特定月日 対応状況報告書提出のお願い】Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事受信メール「Re:【特定月日締切】対応状況報告書の作成のお願い Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日締切/対応状況報告書】Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【進捗確認 対応状況報告書】Fw:【特定月日締切/対応状況報告書】Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事受信メール「Re:【進捗確認 対応状況報告書】Fw:【特定月日締切/対応状況報告書】Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【対応状況報告書不要】問い合わせその1」 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【対応状況報告書不要】問い合わせその2」 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【対応状況報告書不要】問い合わせその3」 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日締切対応状況報告書の提出依頼】FW:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【進捗伺い】Fw:【特定月日締切対応状況報告書の提出依頼】FW:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日締切対応状況報告書】Fw:【通知】県政の窓に寄せられたご意見」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事受信メール「Re:【進捗伺い】Fw:【特定月日締切対応状況報告書の提出依頼】FW:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「Fw:対応状況報告書」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【進捗確認】【特定月日〆】 Fw:対応状況報告書」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事受信メール「Re:【進捗確認】【特定月日〆】 Fw:対応状況報告書」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日午前中〆対応状況報告書提出依頼】Fw:【通知】県政の窓に寄せられたご意見」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【進捗確認】【特定月日午前中〆対応状況報告書提出依頼】Fw:【通知】県政の窓に寄せられたご意見」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【進捗確認】Fw:【特定月日午前中〆対応状況報告書提出依頼】Fw:【通知】県政の窓に寄せられたご意見」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事受信メール「Re:【進捗確認】Fw:【特定月日午前中〆対応状況報告書提出依頼】Fw:【通知】県政の窓に寄せられたご意見」及び添付書類 ・特定年月日 広号外 「「県民の声」について」(整理番号:特定番号)及び添付書類 ・対応状況報告書(整理番号:特定番号) ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日(特定曜日)〆】県政の窓(シリアル番号:特定番号~特定番号, 特定番号)」及び添付書類 ・対応状況報告書(整理番号:特定番号, 特定番号, 特定番号, 特定番号, 特定番号) ・特定年月日 広号外 「「県民の声」について」(整理番号:特定番号)及び添付書類 ・対応状況報告書(整理番号:特定番号) ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・対応状況報告書(整理番号:特定番号) ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「【特定月日(特定曜日)まで】県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・対応状況報告書(整理番号:特定番号) ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「Re:Re:【特定月日(特定曜日)〆】県政の窓(シリアル番号:特定番号~特定番号, 特定番号)」 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「Fw:Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事受信メール「Re:Fw:Fw:県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 広号外 「「県民の声」について」(整理番号:特定番号)及び添付書類 ・対応状況報告書(整理番号:特定番号) ・特定年月日 広号外 「「県民の声」について」(整理番号:特定番号)及び添付書類 ・対応状況報告書(整理番号:特定番号) 	令和4年10月21日	個人情報部分開示決定(特定文書記号番号)	奈良県職員メールアドレス	条例第14条第7号に該当(理由)県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	令和5年1月20日	奈良県職員メールアドレスは不開示情報に該当しない

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	第8欄	第9欄	第10欄
項番	開示請求日	開示請求内容	開示する個人情報(開示文書)	開示決定日	開示決定の種類	開示しない部分	開示しない理由 (決定の根拠及び 具体的理由)	審査請求日	審査請求 の理由
2	令和4年12月27日	相談なら、県政の窓その他に係り文化資源活用課と図書情報館がやりとりした文書一切(特定年月日以降)	以下の文書に記載されているあなたの個人情報 ・特定年月日付け広号外「県民等からの意見について」及び添付書類 ・特定年月日 文化資源活用課世界遺産係主事送信メール「新規開示請求2件について」及び添付書類	令和5年2月15日	個人情報部分開示決定(特定文書記号番号)	奈良県職員のメールアドレス	条例第14条第7号に該当(理由)県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	令和5年5月12日	開示しない部分は不開示情報に該当しない。
3	令和5年1月13日	文化資源活用課と図書情報館の間でやりとりした文書(相談なら、県政の窓、情報公開(開示請求、審査請求)を含む。)(特定年月日以降)	・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「【特定年月日まで】 県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw: 再送【参考通知】 県政の窓(シリアル番号:特定番号、特定番号)」及び添付書類	令和5年3月7日	個人情報部分開示決定(特定文書記号番号)	奈良県職員のメールアドレス	・条例第14条第2号に該当(理由)あなた以外の個人に関する情報であって、開示することにより、あなた以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため ・条例第14条第7号に該当(理由)県が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	令和5年6月2日	開示請求に係る個人情報の内容からは、開示情報を不開示とした可能性を否定できない。
4	令和5年1月20日	文化資源活用課と図書情報館との間でやりとりした文書一切(相談なら、県政の窓、情報公開、職員との面談に係る文書を含む。) 特定年月日以降	特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw: 【参考通知】 Fw: 県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類	令和5年3月7日	個人情報部分開示決定(特定文書記号番号)	奈良県職員のメールアドレス	・条例第14条第2号に該当(理由)あなた以外の個人に関する情報であって、開示することにより、あなた以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため ・条例第14条第7号に該当(理由)県が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	令和5年6月2日	開示請求に係る個人情報の内容からは、開示情報を不開示とした可能性を否定できない。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	第8欄	第9欄	第10欄
項番	開示請求日	開示請求内容	開示する個人情報(開示文書)	開示決定日	開示決定の種類	開示しない部分	開示しない理由 (決定の根拠及び 具体的理由)	審査請求日	審査請求 の理由
5	令和5年1月27日	相談なら、県政の窓に係り文化資源活用課と広報広聴課、文化資源活用課と図書情報館でやりとりした文書一切(特定年月日以降)	・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw:Fw: 県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類	令和5年3月7日	個人情報部分開示決定(特定文書記号番号)	奈良県職員のメールアドレス	・条例第14条第2号に該当 (理由)あなた以外の個人に関する情報であって、開示することにより、あなた以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため ・条例第14条第7号に該当 (理由)県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	令和5年6月2日	開示請求に係る個人情報内容は、開示情報を不開示とした可能性を否定することができない。
6	令和5年2月3日	相談なら、県政の窓に係り、文化資源活用課と広報広聴課、文化資源活用課と図書情報館でやりとりした文書一切(特定年月日以降)	・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw:Fw: 県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw:Fw: 行政相談 特定番号」	令和5年3月7日	個人情報部分開示決定(特定文書記号番号)	奈良県職員のメールアドレス	・条例第14条第2号に該当 (理由)あなた以外の個人に関する情報であって、開示することにより、あなた以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため ・条例第14条第7号に該当 (理由)県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	令和5年6月2日	開示請求に係る個人情報内容は、開示情報を不開示とした可能性を否定することができない。
7	令和5年3月3日	相談なら、県政の窓、情報公開に係り、図書情報館と文化資源活用課でやりとりした文書一切(特定年月日以降)	・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「【特定月日AM〆】県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw: Fw: 県政の窓(シリアル番号:特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 特定時間 図書情報館課長送信メール「県政の窓(シリアル番号:特定番号)対応状況報告書について」及び添付書類 ・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw:【通知】県政の窓に寄せられたご意見」及び添付書類	令和5年4月25日	個人情報部分開示決定(特定文書記号番号)	奈良県職員のメールアドレス	・条例第14条第2号に該当 (理由)あなた以外の個人に関する情報であって、開示することにより、あなた以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため ・条例第14条第7号に該当 (理由)県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	令和5年7月21日	不開示部分は不開示情報に該当しないと解される。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	第8欄	第9欄	第10欄
項番	開示請求日	開示請求内容	開示する個人情報(開示文書)	開示決定日	開示決定の種類	開示しない部分	開示しない理由 (決定の根拠及び 具体的理由)	審査請求日	審査請求 の理由
8	令和5年3月31日	相談なら(行政相談)、 県政の窓、情報公開に 係り、図書館と文化 資源活用課でやりと りした文書一切(図書情 報館で送受信したメー ル一切、文化資源活用 課で送受信したメー ル一切を含む。特定年月 日以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw: Fw: 県政の窓(シリアル番号: 特定番号)」及び添付書類 ・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「県政の窓通知について」及び添付書類 ・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「Fw: Fw: 県政の窓(シリアル番号: 特定番号)及び添付書類 ・特定年月日 特定時間 文化資源活用課主事送信メール「(特定月日)県政の窓(シリアル番号: 特定番号、 特定番号)及び添付書類 ・特定年月日付け広号外「県民の声」について」及び添付書類 ・対応状況報告書(整理番号: 特定番号) 	令和5年5月26日	個人情報部分開 示決定(特定文書 記号番号)	<ul style="list-style-type: none"> (1)奈良県職員の メールアドレス (2)相談なら(行 政相談)に係り、 図書館と文化 資源活用課でやり とりした文書一切 (図書館館で送 受信したメー ル一切を含む。特定年 月日以降) (3)情報公開に係 り、図書館と 文化資源活用課 でやりとりした 文書一切(図書情 報館で送受信した メー ル一切を含 む。特定年月日以 降) 	<ul style="list-style-type: none"> (1)条例第14条第2号に 該当 (理由)あなた以外の個人 に関する情報であって、開 示することにより、あなた 以外の個人の権利利益を 侵害するおそれがあるた め 条例第14条第7号に該当 (理由)県の機関が行う事 務又は事業に関する情報 であって、公にすることによ り、当該事務又は事業の 適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるため (2)当該文書を廃棄したた め (3)当該文書を作成又は 取得していないため 	令和5年8月25日	奈良県職員 のメー アドレ スは不 開示 情報に 該当し ないと 解され る。